

# 確定申告の手続きはお早めに

申告書の作成・相談を各会場で受け付けます。申告書等を提出する際は、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または添付が必要です。

**郵送先** 東京国税局業務センター  
〒100-8507  
千葉県花見川区武石町1-1520

2/16(金)～3/15(金)  
東金税務署  
〔申告書作成会場〕  
東金商工会館1階

東金税務署では、申告書作成会場で申告書の作成・相談、提出を受け付けます。



↑e-Taxでの提出方法についてはこちら

原則、スマートフォンで申告書を作成しますので、申告書作成に必要な書類やスマートフォン、マイナンバーカードをご持参ください。

**受付** 午前8時30分～午後4時

**相談** 午前9時～

※土、日、祝休日を除く  
当日は会場で「入場整理券」を配布します。また、LINEで事前に発行することも可能ですので、ご利用ください。



↑入場整理券の事前発行はこちら

入場整理券の配布状況により、受付を早く締め切る場合があります。

## 身体障害者等用駐車場の利用のご案内

身体障害者等用駐車スペースは、東金商工会館と税務署にありますので、利用する際は警備員へお声をください。  
なお、東金商工会館と税務署の駐車場は利用できません。なるべく公共交通機関をご利用ください。

## 駐車場位置図



## 社会保険料の納付額を確認できます

社会保険料(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料)は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。

納付額の確認を希望される方に、各担当課で納付額確認書を発行しています。

なお、納付額は納付書で納付の場合には領収書、口座振替の場合は預金通帳でも確認できます。

また、年金から特別徴収(年金天引き)された分の納付額確認書は発行できませんので、年金支払者(日本年金機構など)から発行される源泉徴収票でご確認ください。

※年金天引き分は本人以外が社会保険料控除として申告することはできません。

**納付額確認の申請に必要なもの**  
・運転免許証などの本人確認ができるもの  
※同一世帯以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

**国民健康保険税について**  
税務課住民税班 ☎(84)1212

**後期高齢者医療保険料について**  
住民課国保年金班 ☎(84)1214

**介護保険料について**  
福祉課介護班 ☎(84)1257

## 〈本人確認書類の例〉

### ①マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードで本人確認ができます。

### ②マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類(個人番号通知カードなど)

+

身元確認書類(運転免許証や公的医療保険者証)

また、申告書の控用に収受印が必要な場合は、提出用と一緒に提出してください。後日控用に収受印を押すことはできません。

ほかにも、確定申告はe-Taxや郵送でも提出できます。

## 申告書の提出と納税の期限

| 税の種類           | 提出期限                  | 納付期限                                  |
|----------------|-----------------------|---------------------------------------|
| 所得税<br>復興特別所得税 | 2月16日(金)<br>～3月15日(金) | 3月15日(金)<br>振替納税の場合は、<br>4月23日(火)が振替日 |
| 消費税<br>(個人事業主) | 1月4日(木)<br>～4月1日(月)   | 4月1日(月)<br>振替納税の場合は、<br>4月30日(火)が振替日  |
| 贈与税            | 2月1日(木)<br>～3月15日(金)  | 3月15日(金)                              |